

竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、休業等が余儀なくされる中でも、事業者が事業再開に向けた態勢を維持しつつ、休業手当を通じて従業員の生活を守り、雇用の維持を図ろうとする竹原市内の中小企業者に対して、予算の範囲内で竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者その他これに類する法人等（広島県雇用調整助成金等活用促進事業の対象となる法人等をいう。）であって、市内に本社若しくは本店又は主たる事業所が所在している者
- (2) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2の規定による雇用調整助成金又は職発0310第2号の規定による緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）について、広島労働局長の支給決定を受けている者。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の休業手当（休業等の初日が令和2年1月24日以降のもの）に係るものに限る。
- (3) これまで補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 市税の滞納がない者
- (5) 次の各号のいずれにも該当しない者
 - ア 竹原市暴力団排除条例（平成23年竹原市条例第14号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - イ 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は団体で

ある場合は代表者，理事若しくはその他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与している者

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，新型コロナウイルス感染症に関連して，社会保険労務士に支払った次に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

- (1) 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費
- (2) 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費
- (3) 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費
- (4) その他市長が必要と認めた経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額及び限度額は，補助対象経費の10分の10とし，10万円を限度とする。

2 補助対象経費に対して，国，地方公共団体，その他の団体等から別に助成措置等を受けたときは当該補助対象経費から当該助成措置等の額を控除する。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は，竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に，次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関連した雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
 - (2) 前号の支給決定に係る社会保険労務士と締結した雇用調整助成金等の申請等に係る契約を証するものの写し
 - (3) 前号の契約に係る社会保険労務士からの請求が確認できる書類
 - (4) 第2号の契約に係る社会保険労務士への支払が確認できる書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- (申請内容の変更)

第6条 補助対象者は、前条の申請内容を変更する場合には、速やかに、竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金申請内容変更申請書（別記様式第2号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記様式第3号の1）により、補助対象者に通知するものとする。

2 適当でないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号の2）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付及び代理受領)

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対して補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、社会保険労務士による代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、第5条の規定による竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金交付申請書兼実績報告書を市長に提出する際に、竹原市雇用調

整助成金等申請サポート事業補助金代理受領委任状（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定又は交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じた年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 市長は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、延滞金の全部又は一部を免除することがある。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は指定する職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

2 補助事業者は、前項の立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月4日から施行し、令和2年1月24日から適用する。